

## 平成20年9月定例会（第3回）9月10日 一般質問

### ◆戸田由紀子議員

私たちの住む社会は、女性、男性、高齢者、障害者、子供、外国人などさまざまな人々が暮らし、多様な価値観があります。住民と直結している地方自治体には、その多様な価値観を認め合い、違いを認め合って一人一人を大切に、少数派と言われている人々の不自由さを少なくしていくきめ細やかな施策の展開が求められていると考えます。通告いたしました6項目について質問します。

(1)、高齢者福祉について4点伺います。①、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業の進捗状況について。進捗状況調査により判明した問題点や課題は何か。事業所とのヒアリングをされたようだが、どのような意見、要望が出されたのか。また、どんな課題が見つかったのか。

②、引きこもりや認知症の予防の観点から、高齢者が外の空気に触れたり、地域の行事に参加することは有意義なことです。支援の必要な高齢者の外出には、足と人手の確保が必要ですが、移動手段の一つである車いす対応の福祉車両の現状と対策。

③、介護サービスの対象が厳しくなり、以前はヘルパーさんがしていた外出時の支援ができなくなってしまいました。介護サービス以外で外出を支援する手段についての考え。

④、夜間、早朝、緊急時のヘルパー派遣の現状と今後の見通し。

(2)、障害者福祉について。①、視覚障害者の社会参加に不可欠な移動支援の従事者が不足しているようですが、現状をどう認識され、対策を検討されているのかを伺います。

(3)、学校教育について4点伺います。①、本市におけるいじめ、体罰、不登校、保健室登校の現状と対応について。過去5年間の推移をどうとらえ、分析されているのか。本市の課題は何か。

②、特別支援教育が始まり2年目を迎えますが、取り組み状況は。支援を必要とする児童生徒の実態把握はされているのですか。

③、本市のコミュニティースクール構想で、教育委員会は子供たちに生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって教育力を高め、学校が地域の中でかけがえのない存在となるよう支援していきたいと考えています。私もこの構想が推進され、子供たちが前向きに生きる力をはぐくんでほしいと願っています。そのためには、幅広い市民の協力が必要と考えますが、一般市民にはその活動内容がなかなか見えてきません。広報紙の発行や推進のための組織としてコミュニティースクール会議などがあるようですが、現状での対応と課題。

④、都市核北地区内に建設中のマンションへの入居により、中央小、北中への児童生徒の増加が見込まれるが、関係機関と打ち合わせをされているのか。児童生徒に必要な施設である小中学校、学校給食、学童保育、保育所などの受け入れ態勢の考え方と準備状況は。

(4)、市民協働指針について。①、指針策定の目的。

②、策定することで行政の役割は。これまでと比べてどのような変化が期待できるのか。

③、市民活動センター設置に向けてどのような取り組み方をされるお考えなのか。

(5)、コミュニティー施設の現状と方針について。①、区や自治会の集会施設のうち、幾つかの集会施設について払い下げという話を聞いているが、本当なのか。本当だとすると、市としてどのような方針のもとに払い下げを決めたのか。地元の自治会、町内会との協議の状況は。

②、市内2つのコミュニティーセンターの建物の老朽化が著しいが、耐震や老朽化の現状はどうか。今後の整備計画と施設の管理について方針を伺います。

(6)、人事。①、行財政改革推進計画に基づき、時代に即応した組織機構の編成としてグループ制が導入されたが、その目的は何か。期待効果として、効果的かつ効果的な行政事務の執行とあるが、検証された結果はいかがだったのか。

②、平成20年度健康福祉部の課長職が全員異動となったが、この異動の意図、目的は何か。

以上で壇上からの質問を終わります。

### ◎健康福祉部長（土屋文夫）

私からは、1項目め、高齢者福祉の4点、2項目め、障害者福祉、3項目め、学校教育のうち1点について順次お答えいたします。

初めに、高齢者福祉の1点目、高齢者保健福祉計画の進捗状況ですが、今回は介護保険法の改正後初めての計画策定となることから、現在改正後の事業量変化を検証しているとともに、市民等の意見を把握するために行ったアンケート調査の内容を集計している状況でございます。また、8月29日に四街道市訪問介護事業者連絡協議会、また四街道市ケアマネジャー協議会に所属しております17事業者の27人の方と意見交換を行いました。意見、要望等の詳細はまだまとまっておりませんが、各事業所に共通している主なものとしては労働時間、報酬などの待遇面の低さからの人材不足、利用者の介護保険制度の理解不足によるトラブル、制度上問題あるサービスの提供など、運用上の課題、事業者への情報提供、相談支援などの要望、またグループホームが計画的に整備されていない状況から、整備促進等の意見もありました。市では、現在ヘルパー協議会やケアマネ協議会を立ち上げまして、事例研究や意見交換会などを行い、従事者の資質向上等を図っておりますが、今後も寄せられました各種の意見、要望等の内容を精査するとともに、公開行った事業量調査及びアンケート調査の結果から、現状を踏まえた第4期計画の策定を行ってまいります。

2点目の移動支援としての福祉車両であります福祉カーの現状と対策についてですが、福祉カーは高齢者や障害者の外出支援を目的に現在市から社会福祉協議会への委託事業として1台、社会福祉協議会への独自事業として3台、計4台が稼働しております。利用実績ですが、4台分合わせての総利用件数で申しますと平成19年度は411件で、内容は高齢者家族の利用が38件、障害者家族の利用が61件、福祉ボランティアの利用が296件、その他の利用が16件と確認しております。福祉カーは、原則運転者は利用者が手配することになっておりますが、運転手の確保が難しい場合、社会福祉協議会で移送ボランティアを依頼することもできます。先ほどのボランティア利用が296件と申しましたけれども、この296件のうち279件が移送ボランティアに依頼があったものでございます。福祉カーを利用する方の6割から7割の方が移送ボランティアの支援を受けまして貸付申請されている状況であり、このほとんどは高齢者であるとのことでございます。また、移送ボランティアの登録者数は平成19年度末現在29人で、近年横ばいの状況ですが、移送ボランティアがいないとの理由で貸し出しをお断りしたケースがあるかのご質問については、社会福祉協議会に確認をしたところないと聞いております。なお、移送ボランティアの需要が大きいことから、社会福祉協議会では例年移送ボランティア講座を実施しており、今後ともその拡充に努めていくとのことでございます。

3点目の高齢者の外出時の支援についてですが、介護保険の訪問介護サービス、ホームヘルプサービスでございますけれども、本来介護保険の定義上、要介護者などの居宅において行うものとされており、居宅以外で行えるものは介護報酬の算定ができませんとなっております。なお、通院や日常生活に必要な買

い物、預貯金の引きおろしなど日常生活、社会生活を営む上で必要なものは居宅サービス計画上位置づけられ、一部外出介助として認められておりますが、リハビリ目的や気分転換などの外出や散歩は訪問介護の目的ではないため、介護報酬の算定はできないとなっております。したがって、介護保険以外の外出支援ということになりますと、現在のところ利用できる具体的な社会資源は社会福祉協議会でっておりますにここにサービスの利用やボランティアをお願いしていただくことになろうかと思っております。

4点目の夜間、早朝、緊急時のヘルパー派遣の現状と今後の見通しについてですが、訪問介護サービスは居宅サービス計画に基づき利用いただくことになっており、夜間、早朝の訪問介護サービスについてはサービスの計画上の位置づけがあれば利用ができます。ただし、訪問介護事業者は平成20年8月末現在市内の訪問介護サービス事業者29事業者のうち、残念ながら実際に早朝、夜間の対応ができる事業者はない状況でございます。しかしながら、現在事業者が地域密着型サービスである夜間対応型訪問介護事業者の整備を進めておまして、10月開催予定の地域密着型サービス運営委員会で事業者としての指定の適否が協議され、了承されれば指定をしたいと考えております。事業所開設後は、夜間対応の訪問介護サービスが利用できる状況になるものと期待しているところでございます。なお、緊急時の人の対応は、現実的には大変難しい問題であります。対応としては、まずケアプランを担当したケアマネジャーに相談していただくことになろうかと考えております。不測の事態を見越して事前によく相談を受け、リスクマネジメントも含めた利用者のケアマネジメントを行えるのは、やはりケアマネジャーであると考えております。

次に、2項目め、障害者福祉の移動支援の現状と見通しについてですが、視覚障害者に対する移動支援については従来の支援費制度の外出介護として実施をしているものが平成18年10月に障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として位置づけになり、従来とほぼ同様の形で実施しているものでございます。従事する介護者については、地域生活支援事業に移行する直前までの外出介護に従事できる資格を有する方という条件で実施をしているものでございます。現状では、15カ所の事業所が身体障害者の移動支援事業所として登録されており、18名の視覚障害者が支援決定を受けて今年度の利用者実績は10名となっております。介護従事者の人材不足は、視覚障害者の移動支援だけでなく、居宅介護を含めた介護事業者全体の全国的な現象として取り上げられていると認識しております。国におきましては、障害者自立支援法の見直しを議論している社会保障審議会障害者部会で8月に3回の関係団体とヒアリングが行われ、事業所の運営が安定せず、離職者が増加するなどサービス利用者への支援に支障が懸念されていること等が指摘されたとのことでございます。市といたしましてもこれらの推移を注視いたしまして、今後障害者自立支援法が市町村の負担増を招かない方法で改正されることを機会あるごとに要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3項目め、学校教育のうちの4点目、都市核北地区に建設中のマンションへの入居による学童保育、保育所などの受け入れ態勢の考え方と準備状況についてですが、学童保育については当該マンションの入居等により想定されます中央小学校こどもルームの利用者増に対しまして、現在児童センター内に併設しております同施設を中央小学校敷地内に新設し、定員を45名から70名に増やす計画でございます。また、保育所についてはマンション内に認可外保育施設を設置する予定と聞いておりますが、市では駅南側に誘致を予定しております民間保育所により市全体の待機児童解消に努めたいと考えております。私からは以上でございます。

#### ◎教育長（高田和正）

私からは、3項目め、学校教育についての3点目、コミュニティスクール構想についてお答えします。

四街道市コミュニティスクール構想は、平成17年度末に市内各小中学校からコミュニティスクール推進委員が選出され、平成18年度から全校実施となりました。学校単位の推進会議では、その年度の活動内容について活発な意見交換を行っております。また、各学校の推進代表者と教頭による代表者会議は年2回開催し、特色ある学校の取り組みの紹介を行い、コミュニティスクールの広がり大きな影響を与えています。しかし、今年で3年目となる全校実施の四街道市コミュニティスクール構想ですが、学校関係者には周知の活動となっている反面、一般市民の方々に対して周知が十分でないのが現状です。5月に行われた推進代表者会議でも代表者の方からそのような指摘がありました。その対策として9月に発行した広報紙は、教職員や保護者に配布するだけでなく、地域回覧という形で広く地域の方々への周知を図りました。5月の推進代表者会議では、コミュニティスクールを展開していく上で学校が地域のコミュニティの場であり一層の地域のつながりをはぐくむということ、地域の特色を生かした活動を推進していくことが成果として出され、課題について今後さらに取り組んでまいります。以上、私から終わります。

#### ◎教育部長（三浦光行）

私からは、3項目めの1点目、2点目、4点目についてお答えします。

まず、1点目、本市のいじめ、体罰、不登校、保健室登校の現状と対応についてお答えします。まず、いじめについては、平成18年度以降の発生件数から認知件数へのいじめの定義づけの変更もあり、小学校において平成18年度は前年度を大きく上回りました。しかし、19年度にはまた大きく減少し、各小学校においていじめの対応についてその背景やそれまでの経緯等も含めて今まで以上にしっかりと状況把握しようとする意識が高まっているものと考えられます。一方、中学校においては、特に1年生に増加の傾向が見られます。新しい環境での人間関係づくりの難しさや携帯電話を介した中傷等、今日的な課題も増加の背景として考えられます。道徳の時間のみならず、全教育活動を通じて思いやりの心や命の大切さなどについて指導してまいります。

体罰については、問題となる調査等に至るようなケースは発生しておりません。体罰は、法の上でも禁じられており、また児童生徒の心身に深刻な影響を与えるものと認識し、今後も子供たちの心に響く指導を展開してまいります。

続いて、不登校についてですが、小学校は低位に推移しているものの、中学校においては平成18年度の不登校生徒数が15年度の2倍となるなど増加傾向にありました。19年度に減少に転じたものの、今年度も決して楽観できる状況にはございません。不登校は、個々のケースにより状況はさまざまです。支援の方法もそれぞれに違いますが、関係機関との連携を基盤としたチーム支援を柱に今後も粘り強く支援してまいります。

最後に、保健室登校についてですが、実際に複数の学校で保健室登校が行われています。それにより一時的に心を休めたり、クラスへの復帰の足がかりとなっているケースもあります。また、居場所の確保という点では市の適応指導教室、ルームよつばを不登校児童生徒の心の居場所、また社会復帰への支援の場として運営しております。今後も不登校や集団への不適応に対する有効な支援方法の一つとして機能させていきたいと考えます。

2点目、特別支援教育についての取り組み状況、支援を必要とする児童生徒の実態把握についてお答えします。特別支援教育が本格的にスタートして2年目を迎え、市内小中学校の取り組みも少しずつ進んでいるところです。各小中学校では、学校長により特別支援教育コーディネーターが指名されています。コーディネーターは、保護者や学級担任の相談に応じたり、校内の関係者や関係機関との連絡調整に当たったりし、校内の特別支援教育の推進役となっております。本市では、今年度は特別支援学級の担任教諭が指名されている学校が多く、通常学級の担任教諭や教頭との複数指名の学校もあります。コーディネーターの活動を充実させるために、市としましては今後も複数指名を進めてまいります。また、各学校では校内委員会が設置され、子供たちに教育的ニ

ーズに応じた支援ができるよう実態把握や具体的な支援体制、支援方法についての話し合いが行われています。必要に応じて特別支援学校と連携して支援に当たったり、市の専門家チームの助言を受けたりする場合があります。今年5月に通常学級在籍で学級担任から見て特別な支援が必要と思われる児童生徒数の調査を行ったところ、支援が必要と思われる児童生徒の割合は全児童生徒数の約4.7%でした。今後より一層の特別支援教育の推進を図るため、市としても平成19年度に立ち上げた特別支援連絡協議会やその作業部会である特別支援教育連絡会議で校内支援体制のあり方について検討を重ねていくとともに、市主催研修会を充実させることや四街道市専門家チームの活用等を通して学校の支援に努めてまいります。

4点目、都市核における人口増に伴う児童生徒の増加見込みと受け入れ態勢についてお答えします。都市部との最新協議の中で児童生徒数の発生見込みを検討した結果、発生値を最大で見込んで小学校が210人、中学校が105人であり、受け入れ先の中央小学校と四街道北中学校についても問題がないと考えております。また、給食施設については現在基本設計の段階にあり、現施設の改築により施設面積は222平方メートルから約500平方メートルへと給食処理能力も格段に向上することから、余裕を持った最新施設として機能する予定でございます。以上でございます。

#### ◎経営企画部長（神宮勉）

私からは、4項め、市民協働指針の3点につきまして順次お答えいたします。

初めに、市民協働指針策定の目的についてでございますが、この指針は四街道を安心、安全で魅力あるふるさととして未来の世代に引き継いでいくために市民がみずから主体となって地域づくりを行う市民協働の考え方とそのための方針を整理し、みんなで地域づくりを推進しようとするものでございます。

次に、指針策定による行政の役割の変化でございますが、当市では市民協働を広くとらえ、地域づくりに参加したい市民を応援し、区、自治会とNPOの協力を促すなど、これまで以上に市民主体の地域づくりを促進するための施策を実施いたします。そして、地域課題の解決に向けて市民活動の主体と市が協力することにより市の事業をより一層効果的に行うことができると考えております。

次に、市民活動センターの設置に向けての取り組みでございますが、市民活動センターの設置につきましてはみんなで地域づくり指針にも盛り込んでおり、市民活動団体などの交流、連携の拠点となることから、指針を策定した後はできるだけ早い時期に市民活動センターの設置場所や機能などについて検討を始めたいと考えております。以上でございます。

#### ◎総務部長（中野敏明）

私からは、5項目め、コミュニティー施設の現状と方針について及び6項目めの人事について順次お答えをいたします。

まず、第5項目めのうち1点目の集会施設の払い下げの件でございますが、地区集会場は区、自治会などの市民自治組織がコミュニティー活動を行うため常時使用することができる集会施設で、原則として区、自治会が管理、所有する施設でございます。地区集会場として使用している施設のうち、市が所有する施設は3施設あり、いずれも地元の自治会が指定管理者として管理してございます。この地区集会場に類似する市の施設として青年館等がありましたが、その設置目的が終了したことから、当該地区の集会場として市から地元自治会に移管され、現在地区集会場として使用されている施設もでございます。現在市で所有する3施設につきましては、指定管理の終了する平成22年度末までに地元自治会と協議の上、その管理方法を決定したいと考えております。

次に、2点目のコミュニティーセンターの現状と整備計画についてですが、市で所有する2カ所のコミュニティーセンターにつきましては、それぞれ昭和29年と昭和46年に建設された建物でございますので、ご指摘のとおり施設の老朽化が進んでおります。この施設の建てかえや大規模な改修計画は予定はしておりませんが、現在地元の自治会が指定管理者として管理しておりますので、指定管理の終了する平成22年度までは修繕等により現状を維持するとともに、その後の管理方法については地元自治会と協議の上、その処置を考えてまいりたいと考えております。

次に、6項目めの人事のうち1点目のグループ制の目的と効果についてでございますが、グループ制につきましては平成19年度から全庁的な組織機構改正とあわせ導入したところでございます。同制度は、定員適正化計画の円滑な推進と効率的な行政運営を目指し、限られた人員で効率的な事務処理を行うため、課内での弾力的な職員配置や事務事業への職員の横断的な対応を可能とすることを目的に導入したところでございます。効果といたしましては、課内の業務内容や業務量、業務の繁閑に応じた人員配置が容易になり、弾力的な対応が図れること、複数の職員での共同体制となることにより、職務補完能力の向上が図れること、さらには原則として各職員を業務の担当者として位置づけ、責任感を明確に意識づけることにより職員の能力向上を図れることなどが挙げられます。制度導入後1年半が経過するところでございますが、国、県からの権限移譲等による事務事業の増加や定員適正化の前倒しでの推進などにより職員1人当たりの事務量が增大する中、平成19年度において時間外手当の削減が図られましたことなどを考えますと、本制度導入の効果が上がっているものと判断をしております。

次に、2点目の健康福祉部の課長職の全員異動の意図はについてでございますが、人事異動につきましては職員の補充や新規事業への対応など職の充足を目的とするほか、組織の活性化や人材の活用を図る有効な手段であり、職員の新陳代謝を通じて新たな考え方が生まれ、経験や知識を刺激として職員の意識改革が図られ、また職員が必要とする能力や適正などの要件に合った職員を配置することにより、組織としての意思決定、事業展開の効果や効率を高めることとなります。今回の健康福祉部の異動につきましても昇格を含めた定期異動であり、人事異動の目的に沿って実施した結果でございます。以上でございます。

#### ◆戸田由紀子議員

ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移りたいと思います。

まず、高齢者福祉についてでございますが、高齢者保健福祉計画の策定、進捗状況が大分おこなれているように伺っております。今年3月という限定された中で計画を策定しなければいけませんので、おこなれているということはいろいろな影響が出てくるのではないかと懸念しております。それで、スケジュールがおこなれた理由、それとこれから予定されている市民懇談会などへの影響や変更などがあるのかをお願いします。

#### ◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。

当初立てた計画、事業スケジュールから、現在若干おこなれているところがございますけれども、おこなれている理由としては、まずアンケートの発送時期が若干おこなれてしまった。また、国から8月上旬に示される予定でありましたサービス見込み量等を推計するワークシートがやはり8月の末になったというようなことがございまして、若干のおこなれになっている。今後のスケジュールでございますけれども、当初予定しておりましたように現在保健福祉審議会に諮問をしておりますので、保健福祉審議会の会議、また高齢者部会を設置しておりますので、部会の開催、市民懇談会としては10月と12月に予定をしてお

りますし、パブリックコメントにつきましても1月、2月にやる予定で、年度内には計画を策定する予定でございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

最終的には、年度内に計画策定というところですけども、さまざまな理由を今おっしゃっていただきました。その中でも事業所へのヒアリングとか、今まで予定になかった部分を取り入れていただいたということはとてもよかったと思います。あと市民懇談会、これも非常に大事ですので、若干のおくれ、予定よりも本当に少しおくれた程度なのかなという気はしますが、これの市民懇談会の開き方、どんな方法で開くのかを少しお願いします。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

広報とか回覧で、開催今現在10月と12月に予定しておりますので、市民の方々に回覧等でお知らせする予定でございます。

◆戸田由紀子議員

わかりました。10月のお知らせはとにかく回覧。本当にこれ長いところでは、自治会によってはかなり長くかかるところがありますので、できるだけ早く回覧をお願いしたいと思います。

それから、次の福祉カーですけども、かなりボランティア、社会福祉協議会のほうへ依存というか、委託している部分、それから社会福祉協議会の事業としてやっただけの部分があります。それで、これ移送ボランティアさんの運転代行が月2回という利用制限があると聞いております。それで、必要としている人に満遍なく利用していただくためにこのような対応をされているのではないかと思います。とにかく移送ボランティアさん、高齢者にとっては移動の手段としてはとても必要なものであると思います。それで、この利用と供給のところはある程度満たしているということなのですけども、ただ要望がないからということで切り捨てるのではなくて、需要の掘り起こし、これから本当に必要とされる方がますます増えてくると思います。きょうの新聞でも介護をしている方が80代の方が多くなったというような記事も載っていました。ぜひ需要の掘り起こしをしていただきたいと、これは要望させていただきます。

それから、そのほかのことにつきましてですが、介護サービス以外のサービスについてなのですけども、本当この介護サービスの拡充は早急をお願いしたいところです。現在介護サービスと介護サービス以外の事業を両方行っている事業所、例えばNPO法人のふきのとうなどでは介護保険と助け合いのそれぞれのサービスを組み合わせ提供しております。これは、2つの事業を行っているから可能なものですけども、こういう事業所が増えたらいいと思うのと、それから市内にある介護サービスの事業所、それから先ほどおっしゃったにこにこサービスや移送サービスなど、いわゆるボランティアさんの部分を市内のサービスを組み合わせる、そのような仕組みがあったら、もう少し必要な方に提供されるのではないかと思います。それで、そのような機会、そういうふう組み合わせる、今ある介護保険のサービスと地域の福祉サービスを組み合わせる、そのような仕組みをぜひ検討していただきたいと思います。これも要望いたします。

それから、本市の地域福祉の担い手はかなり社会福祉協議会が重要な役割を担い、また市民にとっても頼りになる存在ですので、行政との連携は欠かせないと思います。さらなる連携と継続したサービスが提供できるように、市としての支援もあわせてお願いしたいと思います。それで、社会福祉協議会の事業に関しましては、また別の機会にお伺いしたいと思います。

それでは、次障害者福祉に移ります。ガイドヘルパーの件ですけども、視覚に障害のある方にとって必要な情報を言葉で伝える視覚障害者の方の目の役割をします。外出時社会参加を促すために視覚障害者の方にとっては必要不可欠な存在です。現状を把握するため、まず現状を把握していただきたいと思うのです。それで、需要と供給についてのアンケートや聞き取り調査などをしていただきたいことと、高齢者福祉計画で行った事業者へのヒアリング、これを実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えします。今回の障害者福祉計画につきましては、この計画は18年度に策定したもので、3カ年でローリングしていくということで18年、19年、20年。現在は、19年度のサービスの状況を今調査をしていると。19年、20年のサービスの状態を見ながら、21年以降のサービス量がどのぐらいになるのか、その計画を立てていく計画策定でございます。ガイドヘルパーにつきましては、先ほども壇上で申し上げましたように、ヘルパーの人材不足については私どもも十分に認識をしているところでございますけれども、その原因が報酬が低いことにあるのか、あるいは視覚障害者のガイドヘルプに従事する際の技術的な問題にあるのか等々さまざまなことが考えられますので、今後は事業者個別にその辺をお聞きして事業所側の意見を聞いてみたいと考えております。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

事業所に個別に聞いていただけるということですので、よろしく願いいたします。では、次学校教育に移ります。先ほど5年間のいじめ、体罰、不登校、保健室登校についての推移と分析、課題についてお答えいただきました。それで、これはいじめや不登校、子供たち問題行動という形でされておりますけれども、それぞれの子供たちには抱え切れない問題を抱えていると思います。子供だけでは解決できない部分、家庭のこと、社会のこと、あるいはまたいわゆる父親の仕事のこととか、いろんなことが組み合わせさっていじめをする子供たち、そういう子供たちにいじめられて不登校になる子供たち、いろいろ連鎖されている部分があります。それで、これ個別にとらえることは非常に難しいので、今年度文科省はスクールソーシャルワーカーの活用事業を始めました。これは、昭和56年に埼玉県在所沢市で導入されて、かなり学校、家庭とか地域社会での認識を高め、ある程度一定の安定感を与えたと言われております。それで、こういうスクールソーシャルワーカー、この考え方を取り入れていっちゃうということは以前にお聞きいたしましたけれども、本市でスクールカウンセラーを派遣しております。ですが、スクールカウンセラーではなく、スクールソーシャルワーカーの導入についてどのように考えていっちゃうのかお願いいたします。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。スクールソーシャルワーカーにつきましては、国、それから県として平成20年度から制度化されてきているということでございまして、北総教育事務所管内で現在1名配置されているということでございます。その1名の方が実は西中学校のスクールカウンセラーを行っている方が兼ねていっちゃうということで、1日は西中、1日は北総教育事務所へ詰めて、北総事務所管内のいろんな問題に対応するという、そういうことになっており



ます。それで、スクールカウンセラーは学校にいて、生徒であるとか教員、それから相談に来る保護者等の相談に応じるという、そういう位置づけでございますが、スクールソーシャルワーカーにつきましてはもっと積極的に外へ出て、というのはなかなか家庭の都合であるとかも含めて学校へ相談に來れないと。そういったことであるとか、複雑な家庭とかいろいろあって、そういう家庭に対するために外へ出ていく、そういう役割で、さらに保護者との共通理解を持ちながら、子供たちの教育と申しますか、よく育てていこうと、そういうふうな意味合いから配置されてきているというところでございます。県の事業ということで私ども考えておりますので、まだ北総管内で1人という状況でございます。したがって、なかなか活用ということは難しいかもしれませんが、身近に四街道西中学校にそういう方がいらっしゃるということですので、各学校にもなじみのあるということもございましょうから、活用について働きかけをしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。ただ、本市はケース会議というようなことでかなり、後から、また先ほど答弁のところでもお話ししましたが、専門家チーム等を活用しながら、外へ結構出ていくような体制をつくっておりますので、ソーシャルワーカーとの兼ね合いというものもありますけれども、活用の方向で考えてまいりたいと思います。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

北総地区に1名派遣されて、四街道西中学校のスクールカウンセラーと兼ねているということなので、身近なところにお一人いらっしゃるのだなということころはちょっと安心したところなのですが、ただ本当に子供たちの問題、これいろいろ課題解決するのは時間がかかります。例えばいじめの問題一つにとりましても、いじめている子の家庭の様子を聞くと母親から言葉の暴力を受けていたり、母親は介護で疲れていて、その夫から介護のことで苦情を言われている。父親は父親で世間体を気にしてヘルパーさんを受け入れられないと。このようないろんな状況が見えてくるわけなのです。だから、それぞれがストレスを抱えて、それが自分より弱い立場のところへ順繰りに行くということで、一番弱い立場である子供たちに行っているという、そういう状況がありますので、一つのあれに対応していく、一人の子供に対応していくのは本当に時間と地道な気持ちがなければ対応し切れない部分があるかと思えます。できるだけ早く四街道市に専任でスクールソーシャルワーカーの配置ができるように県のほうへの要望なりをしていただきたいと思います。

それでは、次の特別支援教育に移ります。特別支援教育、これも始まって、いわゆる障害のある子もいない子もその地域の中で暮らす、その地域の小さなところである学校でも暮らしていくということは、だれも本当にお互いの人格を尊重し合い、支え合いながらともに生きるという社会の実現に向けて、とてもともに育つ学校教育の果たす役割は大きなものがあると思います。ですから、障害のある子供たちを受け入れるということは、職員、先生方にとって負担な部分も出てくるかと思えます。その辺のところを非常に細やかな配慮、学校全体としてその子供を支えていくという、そういうふうな体制がとれていなければなかなかそれは支え切れないところだと思います。それで、四街道の場合、校内委員会の設置などされているようですが、それでちょっと何かお聞きいたします。子供、必要に応じてその子に合った目標である個別指導計画を策定されているかと思えますが、この策定状況と、それから専門家チームの構成メンバーとその役割、そしてどのような働き方をされているのか。それから、特別支援教育のコーディネーターの方の選任方法、それから配置状況とその役割をお願いいたします。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。

まず、1点目の個別の指導計画の作成状況ということでございます。これは、必要に応じて作成するというでなっておりますが、5月の段階で調べたデータによりますと実際17校のうち8校では既に作成してございまして、残りの学校については今年度中には作成していくと、そういうところで把握しております。

それから、2点目の専門家チームの構成メンバーということでございますけれども、これ7名ございまして、特別支援学級の担任教諭1名、それから県立の四街道特別支援学校の教諭が1名、市の健康増進課の言語聴覚士が1名、県の教育事務所の指導主事が1名、そして学校教育課の指導主事が1名ということで、7名ということになっております。主な活動ということでございますけれども、役割は特別支援教育の推進という大きな言葉でくれると思います。具体的には、年3回の専門家チームの会議で実態を確認し合ったり、今後どうしようか中間検討会なり、そしてまとめ、そういった会議がございまして。それから、これは昨年度の例ですけれども、昨年度は特に1年目でございましたので、すべての学校を訪問して校内体制の様子等を把握すると。今年度につきましては、昨年度を踏まえると新しく北高であるとか、新しいコーディネーターが配置され、コーディネーターがかわったところ、そういったところを訪問すると。それから、各学校からの要請に応じて、先ほど申し上げたように巡回相談を行うといったふうなこと。そしてまた、特に難しいケースについての専門家チーム委員に相談することができる、そういう相談会をすべての学校と持つと、そういったふうな仕事をしているところでございます。

それから、特別支援教育のコーディネーターの選任方法ということでございますけれども、これはあくまでも学校長が校内の職員の体制の中で最もふさわしい、そういう方を選ぶと、そういうこととなります。配置状況としましては、すべての学校に配置されてございまして、中には2名体制をしいているという、そういう学校もございまして。特別支援教育コーディネーターの役割としましては、先ほど答弁の中でも多少触れましたけれども、まず校内での連絡調整体制、取りまとめ役と申しますか、そういった仕事が大変だと思います。それから、保護者、あるいは個別に教員とのそういう相談の窓口、そういったふうなことも努めますし、外との連絡会で市内の状況を確認し合って、それをまた持ち帰って学校内へ波及させると、そういったふうな役割があると思います。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

ありがとうございました。それでは、1つちょっとお聞きしたいことがございます。障害のあるお子さんの通っている学校からプールや体育のときなどに付き添うように言われている保護者の方がいらっしゃるということなのですが、教育委員会としては保護者の付き添いについてはどのような見解を持って対応されているのか、また保護者が付き添っている実態はご存じなのかどうか、お願いいたします。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。まず、そのお子さんの状況によって対応するというのが一番でございますので、そういう市から介助員のような形で援助する人を派遣しているケースもございまして。ただ、プールであるとか運動会の練習等、そういった中で保護者の理解をいただいて指導への協力をいただいているケースもあるというふうに認識しているところでございます。

◆戸田由紀子議員

ありがとうございました。では、済みません。時間がないので、次コミュニティースクールに移ります。先ほど自治会を通しての回覧ということをしていただけたということですので、よろしく願いいたします。それで、最後に教育施策について市長さんにちょっとお聞きしたいのですけれども、市長さんのリーフレットの中で教育行政施策につきまして、学校を拠点とした地域のきずなの再生施策を進めますとありますが、このきずなの再生施策とは具体的にどのようなものなのかをお知らせいただきたいと思います。

◎市長（高橋操）

きずなの再生ですけれども、昨日の岡田議員以来出ているわけなのですけれども、広い意味でいえば学校を中心、また公園を中心、集会場を中心、そういうところからいろいろな人間関係を紡いでいく。その紡いだ糸が立体的になって網の目のように広がっていく、そういう感覚です。その中で学校ということをお考えますと、学校の建物、学校のグラウンド、学校の体育館、また学区、こういうものをそれぞれ生かした発信の仕方があろうかと思えます。学区でいえば、千代田でPTA、あるいはそのほかの青少年の育成を中心とした新しい組織が結成されましたけれども、これも1つですし、先般地域福祉フォーラムが立ち上げられましたけれども、これは福祉で中学校区内で協力していこうという立ち上げがございました。これらもそうですし、そんな意味で教育委員会のほうではコミュニティースクール構想ということで、学校の授業も絡め、PTA、父兄、保護者、こういう方々を巻き込んでつながりを密にしていく。要はきずなの再生を目指していく、そういうことでございます。

◆戸田由紀子議員

お聞きしますと、コミュニティースクール構想と似ているような感じはいたしますが、ちょっと違う言葉が出てくると戸惑ってしまいました。市長さんのお考えはお聞きいたしました。ありがとうございました。

では、次移ります。市民協働指針ですけれども、目的、それから行政、3点ほどお聞きいたしました。それで、ちょっとお聞きしたいところは、市は協働についてどのような定義をお持ちなのか、これが指針に書かれていないので、お伺いしたいと思います。ちなみに、我孫子市の例を申し上げますと、我孫子市では性格、団体の目的、長所、短所などが異なる主体が対等な立場でそれぞれの長所を生かして共通の目標に向けて協力することとの定義づけが活動指針の中にあります。四街道市の場合はこれがありませんけれども、定義の内容と、それから指針に書かれていないのはなぜなのか、お願いします。

◎経営企画部長（神宮勉）

お答えいたします。協働指針でございますが、みんなで地域づくりということで、市民協働、これはそもそも市民の方々は今までいろいろ市民活動ということで活動してきております。それをまずは市として支援をしていくという考えがまずベースでございます。その上で次に、市政と市民協働、市民活動が互いに協働して、協力して地域の課題を解決していくということが1つのストーリーになっております。これまでもそういう意味で市民活動がいろいろ行われてきている中で、今回の指針づくりを策定することによって、さらに活動そのもの、市民活動そのものを活発にしていくという考え方に基づいております。ですから、今回定義をしていないというわけではなくて、この指針そのものがその役割を担っているというふうにご理解いただければと思っております。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

済みません。この指針を読みまして、ちょっとよく理解できないところがたくさんありました。それで、今のお話で協働という意味が対等な立場ということが含まれていないような受けとめ方といたしましたが、それでよろしいでしょうか。

◎経営企画部長（神宮勉）

お答えいたします。対等な立場という考え方はまずあると思います。ここでは、市の取り組みとして、まず市民参加ということでこれまでいろいろな取り組みをやってきたところを条例という形で取り組んで一つの形にしております。次のステップとして、市民協働という形で、さらに市民活動と市政がともに地域づくりを担うということでございます。さらには、対等の立場ということでございますけれども、立場はそれぞれ皆さんがお考えになることだと思っておりますので、これはどちらが上とか下とか対等ということではなくて、やはり一つの目的といいますか、市民協働という形で例えば一つの課題を解決していくということとか、そういうものを担っていく上で、お互いに協力しようということでございますので、立場が対等とか、そういうものを基準としてやるようなものではないというふうにご理解しております。

◆戸田由紀子議員

私は、これが行政の下請になるような懸念がありますので、ぜひ対等な立場という言葉が協働という定義づけの中には入れていただきたいと思えます。それで、これいわゆる事業を進めていくには、行政の財政面での支援も必要になってくるかと思えます。それで、市の財政支援はどのように考えているのかということと、現在ある補助金について我孫子市のように一たん白紙に戻して考えるというふうな、そのようなことはいかがでしょうか。

◎経営企画部長（神宮勉）

お答えいたします。財政面でございますけれども、今回の指針をつくることに当たって、今後では市民活動をどのような形で市が支援していくかということは、この中では施策としてある程度は整理させていただいております。これから活動したい市民を支援していくということで、まずは考えております。次に、既に行われている市民活動を支援していくと。それをまたさらに、広報効果としても担っておりますが、地域づくりの事例をほかの団体ですとか他地区に広げると。さらには、地域づくりにつながるような市の事業を実施していくというような、いろいろな考え方を持っております。そういう中で必要なものについては、財政的な措置をとっていきいたいと思っております。それから、今あるまちづくりの活動の助成事業も本年度予算で200万円程度ご用意させておまして、その中でいろいろなまちづくりの活動をやりたい団体につきましては、一定の審査はございますけれども、公募をさせていただいた上で審査の上、助成をしているところでございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

既存の補助金についても見直しをお願いしたいと思います。それから、NPO法人への法人市民税均等割の減免措置なども考えていただけたらと思います。

それで、この市民参加を語る時に四街道市として欠かせないのがまちづくり市民会議ではないかと思えます。これ市長さんがもうとにかく大々的な取り組みとして新聞にも取り上げられ、市民とのパートナーシップ協定などを結んで、かなり大がかりな取り組みがされたと思えますが、このまちづくり市民会議について市長さんのリーフレットの実績に入っていないのはなぜかということと、それからまちづくり市民会議が最後は生涯学習団体という位置づけになってしまったことで、その後解散してなくなりました。このまちづくり市民会議についての市長さんの認識というのでしょうか、ご自分で立ち上げて、それが今なくなってしまったというこの現状をどのようにとらえていらっしゃるのかをお願いします。

◎市長（高橋操）

まちづくり市民会議には、2つの役割があったと思えます。学ぶ場、それから活動の場、この2つの役割があったと思えますが、その一つが市民大学講座に生きていると思えますし、それから活動の場としては今地域づくり条例、名前は何となるかわかりませんが、市民協働条例という仮称になっておりますけれども、例えば中学校区、小学校区、こういうものにより市民が集う場所があって、その中でみんなで力を合わせていくような方向を私は目指していきたい。そのためには、きずなの再生ということで、いろんな切り口でみんなが力を合わせることでできる事業やテーマ、目標を共有する事業を各中学校あるいは小学校区で実施していけるような、そんな環境づくりを行政が担うべきではないかなと思っています。諸団体の連携や先進的な試みをしている方々の情報提供や、あるいは新しい団体の立ち上げの方法や、そういうものを行政が担う、そんな方向を目指しています。そんな意味で確かにまちづくり市民会議は立ち上げて、その時期の役割は終わったと私思っておりますし、発展的な形で現在発想を続けているというふうに理解していただければありがたいと思うのですが。

◆戸田由紀子議員

まちづくり市民会議が引き続いて、市長さんの中にはお考えを持ちながら進めていらっしゃるということなのですが、それに参加した当事者の方たちの中にはそのような認識を持っていない方も多くいらっしゃると思います。まちづくり市民会議について、いま一度検証される必要があるのではないかと思います。それがこれからの協働のまちづくりにとってとても重要なポイントではないかと思うのですが、もう一度検証して、その課題をどう出すということはいかがでしょうか。

◎市長（高橋操）

その課題と整理につきましては、まちづくり市民会議自体で行っておりますし、その話し合いの結果をもって市としての区切りをまちづくり市民会議自体でつけていただいた部分がございます。そういう意味で一つの検証は済んでいると思えます。もし同じような役割を持たせるそういう会議、名称はいろいろあるかもしれませんが、そういう役割が今後必要であれば、またそういう動きが出てくるでしょうし、そのときは議論をしたいと思えます。

◆戸田由紀子議員

私は、ぜひ市長さんご自身が検証して振り返っていただきたいなと思えます。これは、要望させていただきます。

では、次のコミュニティー施設の現状と方針についてですけれども、自治会などの集会施設は平成22年度の指定管理者制度が切れてから自治会と協議に入るということですが、もうそろそろ話が進んでいるのではないかと思います、そのあたりはいかがですか。

◎総務部長（中野敏明）

先ほど壇上でお答えいたしましたのは、22年度までにとということでお話を申し上げたところでございますけれども、この件については先ほど壇上で申し上げたとおり3施設ございまして、それぞれの施設ごとに温度差がございますけれども、話は個々に進めているというところがございますし、また自治会の皆さんのご意向もいろいろ複雑多岐にわたっている部分もございまして、そういう意味で一つ一つ移管に当たっても確認をしながら協議を進めていくということは現在でも行っているという状況でございます。

◆戸田由紀子議員

払い下げるとなると、その後の維持管理、修繕とか、そのような費用をどうするのかとか、それこそ具体的なお金のかかる部分の話し合いも出てくるかと思えます。そのあたりは、市としては何か考えていらっしゃいますか。

◎総務部長（中野敏明）

まさしくそのようなご意向も示されているところもございまして、そういうところも一つ一つ確認をしながらというところが先ほど申し上げたとおりでございます。

◆戸田由紀子議員

それでは、地元の自治会との協議の中でそのようなことが決まっていくということで受けとめさせていただきました。

次に、2つのコミュニティーセンター、本当にこれ古いです。ただ、古いけれども、結構市民の方が使っているんです。1つは、放課後子ども教室、まじやりんこでは木曜日を除く毎日使っております。それで、これが本当になくなると困ってしまうというのが市民団体の中にはあるのですが、そのようなことについては今現在利用している団体とかに対してのいろんな話し合いとか、そのようなことはお考えですか。

◎総務部長（中野敏明）

確かにこの2施設については、頻度、非常によく使われているというようなこともあって、建物も40年近い建物、50年を超える建物ということで、常に維持補修しながら使っているという現状でもございますし、今後建物そのものをどうするかというところについては現在のところ考えておりませんが、いずれにしてもこの状態がこのまま続くということは現実的には今後考えていかなければいけないという認識はございますので、そういう意味でここもあわせて管理をしているところも含めまして22年度までということで、これもあわせて地区集会場と同様に協議検討してまいりたいと考えております。

◆戸田由紀子議員

今申し上げました大熊コミュニティーの場合は、地元の自治会の方からこれが払い下げられたら、自分たちはそこはもう取り壊しますというような話もちょっと聞いたことがございます。取り壊されてしまったら、本当にまじやりんこはどこに行ったらいいのか、今から不安です。だから、そういうふうにするすべての建物について払い下げということを考えるのではなく、利用度、それから利用している団体、そのような意向を踏まえながら、ここは残す。残すところがあってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

◎総務部長（中野敏明）

今後コミュニティーセンター含めまして、地区集会場もそうではございますけれども、コミュニティー施設そのものも含めて全体をそういう利用頻度、あるいはどういう形で、いろいろな形で団体が使われているかということも十分精査しながら進めていくということがございますので、老朽化したからそれをすべて壊して更地にして、ではどうするかということも含めて、その更地の部分も含めた形で、どういう形でその施設を維持していくかということもあわせまして検討を加えていくという前提でございます。

◆戸田由紀子議員

四街道コミュニティーセンターもよつこネットさんのほうで子ども教室を実施しております。ぜひそういう現場を見ていただきたいと思います。そこで来て、子供たちの顔、それからそこでサポートしている方たちの思い、それなどを聞いていただき、ぜひそれは利用状況なども含めて検討していただきたいと思います。本当にそういう話し合いがあるときには、利用団体もぜひ仲間に入れるというのでしょうか、そこに加えて話し合いを進めていただきたいと思います。

それから、コミュニティー施設ということで公民館が3つあるのですけれども、これもかなり古くなっています。ただ、これについては利用料金がどうなるのだと。地域交流センターの話の中では、公民館が有料になるという話が聞こえてきました。そのあたりはどうなっているのでしょうか。

◎総務部長（中野敏明） これにつきましても行財政改革の一環でございますので、そういう意味でこの公民館の施設の使用料のあり方ということも含めまして、総務部のほうで今取りまとめもしているところでもありますし、教育部サイドでも具体的に検討していただいているという状況でございます。

◆戸田由紀子議員

では、よろしく願いいたします。

次、では人事に移ります。グループ制に関しまして弾力的な配置などでは、かなり効果が出ているというふうなお話でしたが、先ほど野村議員のほうからの質問もありましたように担当部によってはかなり人的に厳しいところがあります、仕事量がたくさん増えて増えて。そういうところでは、かなりグループ制というのは厳しい状況ではないかと思いますが、そのような個々の事業部ごと、担当部ごとでのそういう検証はされていらっしゃるでしょうか。

◎総務部長（中野敏明）

お答えをいたします。グループ制の導入についてということで19年からスタートしておりますけれども、昨年度ですか、担当課とのヒアリング形式を実施いたしまして、今後も同様な形式での意見把握に努めてまいりたいと考えておりますが、昨年度におきましては導入初年度ということもありまして、運営方法等に多少の戸惑い、そのものも見受けられたということでございます。そういう意味でも今後もヒアリングを定期的を実施していくというような形で、適正なグループ制の運用に向け、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

◆戸田由紀子議員

弾力的な運用をするには、本当にそこに配置されている人の仕事量、持っている仕事量、それから現場での向き合っている市民の人と向き合う時間とか、いろいろな要素を考えていかなければいけないと思います。ですから、ただ本当一律にグループ制の効果があつたというふうなことではなく、一つ一つの担当によっては逆に職員を増やさなければいけないという状況が見えてくるのではないかと思うのです。かなり定員適正化計画ということで行革のことを言われてしまうのですけれども、でも行革することでの効果と、それから人を増やすことによって市民サービスがより一層きめ細やかになって、市民からの評価を得るということは、それはまた行政としての一つの役割ではないかと思うのです。ですから、一律的なところではなく、ぜひ職場、職場によってきめ細やかな検証をお願いしたいと思います。それで、次ですけれども、今年この異動なのですけれども、このような全員が異動になったという事例は過去にもあるのでしょうか。

◎総務部長（中野敏明）

過去に同じような事例があるかということでございますが、同様の事例は以前にもございました。

◆戸田由紀子議員

済みません。もう少し詳しくどこの部だったのかお知らせください。

◎総務部長（中野敏明）

具体的にということでございますので、平成13年の4月の人事異動でございますが、都市部と企業部の課長が全員異動になったというケースが直近ではございました。

◆戸田由紀子議員

7年前ですね。高橋市長さんの時代ということでございます。高橋市長さんのときにこういうことが2度起きたということは、どういうふうにとらえたらいいのか、ちょっと今悩んでおります。

それで、先ほど健康福祉部のことが野村議員のほうからのお話がありました。私も同感でございます。通常業務のほかに今年は高齢者、それから障害者、



子育て支援計画の見直し策定、それから国民健康保険や後期高齢者医療制度に、それから自立支援法の見直しなど社会福祉制度がころころ変わって、そのたびに現場の職員の方は対応に追われております。その変化に対する市民の方の問い合わせも多く、目に見えない部分で市民の生活を支えているのが福祉部の職員の方ではないかと思えます。気苦労も多いのではないかと推察しますが、こんなときにこういう異動が行われたということは私は驚いて受けとめました。市民サービスの低下を招くことを危惧しているのですが、それぞれの事業に対して職員の方たちが理念や抱負を持って前向きに取り組んでいただけるものと期待しております。

それで、市長さんにちょっとお伺いしたいのですが、市民サービスの向上には現場のことをよく知ることが大事ではないかと思えます。現場の状況を知る。市役所のトップとして職員とのコミュニケーションは欠かせないと思うのです。職場を働きやすくしたりとか、いろいろなところやっばり現場から見えてくるものがたくさんあると思うのです。それで、定期的でも不定期にでも各職場の職員の方たちと話し合いや意見交換などはされていらっしゃるのでしょうか。また、職員の方と向き合って苦情や提言などは聞かれていらっしゃいますか、お聞きいたします。

#### ◎市長（高橋操）

全課、全係を対象に計画的に実施していることはございません。しかし、打ち合わせや情報交換あるいは報告、議論、こういうものは事業ごとに行っております。その機会には、それなりの意見交換がございます。また、定期的な忘年会や新年会、異動のときの会に招かれることもございます。そんなもろもろの中で現在は意見交換をしております。

#### ◆戸田由紀子議員

ぜひコミュニケーションをとることは積極的に行っていただきたいと思えます。

それで、先ほど市長さん、千葉日報の記事ではきずなで結ばれた市を目指しているとおっしゃいますが、私は信頼関係を築くことが第一であると考えています。足元の市役所内部でコミュニケーションを図り、広い視点と大きな心で異なる意見も取り上げ、けんけんがくがく議論を交わして、市長と職員と市民との信頼関係に基づいた市政運営を目指していただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。